平成24年門真市教育委員会第１回定例会

開催日時	平成24年１月30日（月）　　午後１時30分
開催場所	市役所第２別館（教育委員会）３階　第１会議室

議事日程

日程第１	会議録署名委員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	議案第１号	門真市立門真市民プラザ条例の制定の申出について
日程第４	議案第２号	門真市奨学条例の一部改正の申出について
日程第５	議案第３号	門真市立公民館運営審議会条例の一部改正の申出について
日程第６	議案第４号	門真市立図書館協議会条例の一部改正の申出について
日程第７	議案第５号	門真市立運動広場条例の廃止の申出について
日程第８	議案第６号	門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の制定について
日程第９	議案第７号	門真市立運動広場条例施行規則の全部改正について
日程第10	議案第８号	門真市立学校運動場夜間開放規則の廃止について
日程第11	議案第９号	平成23年度教育費補正予算の見積り申出について
日程第12	議案第10号	平成24年度全国学力・学習状況調査の参加について
日程第13	請願第１号	公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願
日程第14	諸報告	

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第14まで

出席委員

委　員　長	長澤　信之
委　　　員	山北　昭子
委　　　員	磯和　均
教　育　長	三宅　奎介

事務局出席職員

教育次長	柏木　廉夫
学校教育部長	川本　雅弘

生涯学習部長	柴田　昌彦
学校教育部技監	中村　正昭
学校教育部次長	西口　孝
生涯学習部次長	政　　純子
学校教育部総括参事	中野　旬史
学校教育部教育総務課長	松岡　幹雄
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	苗代　敏男
生涯学習部地域教育文化課長	谷口　佳也
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路　保浩
図書館長	秋月　康宏

長澤委員長　　開会宣告　　午後１時30分

日程第１　　会議録署名委員の指名

長澤委員長より　山北　昭子　委員を指名

日程第２　　会期の決定

本日１日と決定

日程第３　　議案第１号　門真市立門真市民プラザ条例の制定の申出について

門真市立門真市民プラザ条例の制定の申出について、谷口地域教育文化課長が次のように説明した。

議案書１ページです。

この条例は、さまざまな分野における市民の自律的な社会教育活動を通じ、市民力を育み、もって生涯学習の推進を図るための拠点施設としての門真市民プラザの設置及び管理等に関し必要な事項を定めることによって、構成施設相互の連携を図り、有機的な運営が図れるように制定し、プラザの存する敷地、施設及び設備の維持管理と門真市立青少年活動センター、門真市

立生涯学習センター、門真市立門真市民プラザ体育館、門真市立門真市民プラザグラウンドの４つの指定管理施設の運営を委員会が指定するものに、管理させることを可能にするためのものです。
　また、構成施設については、指定管理施設以外では、門真市立図書館門真市民プラザ分館と門真市立公益活動市民センターを定め、第６章において、それぞれの条例に依拠することを定めております。
　なお、附則として、本条例の施行日は平成25年４月１日とするとともに、本条例の施行に伴い、門真市立青少年活動センター条例、門真市立生涯学習センター条例、門真市立門真市民プラザ体育館条例、門真市立門真市民プラザグラウンド条例については、廃止することも定めております。

磯和委員：　平成25年４月１日から青少年活動センターは移転するのですか。

谷口地域教育文化課長：　移転します。

磯和委員：　価格や面積等の具体な情報が書いてありますが、青写真や図面のような決まったものはありますか。

谷口地域教育文化課長：　設計案等はできております。来年度設計をする準備をしているところです。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第４　　議案第２号　門真市奨学条例の一部改正の申出について

　門真市奨学条例の一部改正の申出について、中野学校教育部総括参事が次のように説明した。
　議案書17ページです。
　今回の改正については、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国の管理に関する特例法の一部を改正する等の法律による外国人登録法の廃止」に伴うものです。

議案書18ページの新旧対照表をご覧下さい。
奨学条例第２条奨学生の資格のうち下線部分の外国人登録法の文言等が削除されます。
具体的には、外国人登録法の廃止に伴い住民基本台帳法も改正され、外国人の方も、居住している市町村において住民基本台帳の規定により記録されることになり、奨学生の資格を満たすことなります。
尚、附則として条例の施行日を本法律の施行日である平成24年７月９日としております。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第５　　議案第３号　門真市立公民館運営審議会条例の一部改正の申出について

門真市立公民館運営審議会条例の一部改正の申出について、谷口地域教育文化課長が次のように説明した。
議案書19ページからです。
本条例の改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、及び社会教育法第30条第２項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準を定める文部科学省令第42号が定められたため、本条例を提出するものです。
改正内容としては、公民館運営審議会委員の委嘱に当たって参酌する基準を第２条第２項において、⑴学識経験のある者、⑵学校教育の関係者、⑶社会教育の関係者、⑷家庭教育の向上に資する活動を行う者のうちからと定め、その者の中から門真市教育委員会が委嘱することとしております。
なお、附則として、本条例の施行日は平成24年４月１日としております。

山北委員：　⑷はどのような活動されている方がこれにあてはまるのですか。

谷口地域教育文化課長：　公民館等の社会教育施設において、家庭教育、親教育に関す

る講座を持っておられたり、学習会をしている講師の方等を対象としております。

長澤委員長：　現在の委員で⑷に該当する方はいますか。

谷口地域教育文化課長：　おります。

長澤委員長：　いる場合はそのままスライドできるのですか。

谷口地域教育文化課長：　はい。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第６　　議案第４号　門真市立図書館協議会条例の一部改正の申出について

門真市立図書館協議会条例の一部改正の申出について、秋月図書館長が次のように説明した。

議案書21ページからです。

本条例の改正についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行に伴い、図書館法の一部改正が行われ、第16条の規定に基づき、図書館協議会委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める文部科学省令第43号が定められたため、本条例を提出するものです。

改正内容としては、図書館協議会委員の任命に当たって参酌する基準を第２条第２項において、⑴学識経験のある者、⑵学校教育の関係者、⑶社会教育の関係者、⑷家庭教育の向上に資する活動を行う者のうちからと定め、その者の中から門真市教育委員会が任命することとしております。

また、条例第１条の設置根拠の変更ですが、図書館法第16条の改正に伴い、設置根拠の確認を行うことにより、本市の図書館法第16条の「当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」よりも、第14条「公立図書館に図書館協議会を置くことができる。」の方が適切であるとの判断により、改正するものです。

なお、図書館法の一部改正及び図書館法施行規則の一部を改正する文部科学省令が平成24年４月１日施行とされていることから、本条例についても附則として平成24年４月１日より施行することとしております。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第７　　議案第５号　門真市立運動広場条例の廃止の申出について

門真市立運動広場条例の廃止の申出について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。

議案書23ページからです。

門真市立運動広場を平成24年11月30日をもって閉鎖するにあたり本案を提出するものです。

なお、附則として、本条例の施行日を平成24年12月１日とするものです。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第８　　議案第６号　門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の制定について

門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の制定について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。

議案書25ページです。

本規則の制定は、門真市立旧第六中学校運動広場条例の施行について必要な事項を定めるにつき、制定するものです。

内容としまして、第１条より順に説明します。

第１条においては、本規則の趣旨について規定しております。

第２条から第４条においては、開場時間及び休場日について規定しております。

第５条から第10条においては、事前登録、使用申請及び使用許可について規定しております。

第11条から第13条においては、使用料について規定しております。

第14条から第16条においては、使用期間の制限、使用の辞退及び特別設備の設置等の申請について規定しております。
第17条から第20条においては、運動広場職員の立入り、遵守事項、汚損等の届出及び入館の制限について規定しております。
第21条においては、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定めることを規定しております。
なお、附則として、本規則の施行日を平成24年４月１日とし、第５条から第16条まで及び第21条の規定は、使用にあたっての事前登録等の規定ですので、同年２月１日から施行するものです。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第９

議案第７号　門真市立運動広場条例施行規則の全部改正について

門真市立運動広場条例施行規則の全部改正について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。
議案書38ページです。
本規則の全部改正は、門真市立運動広場の指定管理者による管理の廃止に伴うものです。
改正内容として、第１条より順に説明します。
第１条においては、本規則の趣旨について規定しております。
第２条から第４条においては、開場時間及び休場日について規定しております。
第５条から第10条においては、事前登録、使用申請及び使用許可について規定しております。
第11条から第12条においては、使用料について規定しております。
第13条から第15条においては、使用期間の制限、使用の辞退及び特別設備の設置等の申請について規定しております。
第16条から第18条においては、運動広場職員の立入り、遵守事項及び汚損等の届出について規定しております。
第19条においては、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定めることを規定しております。
なお、附則として、本規則の施行日を平成24年４月１日とするものです。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第10　議案第８号　門真市立学校運動場夜間開放規則の廃止について

門真市立学校運動場夜間開放規則の廃止について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。
議案書50ページからです。
本規則は、門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の制定に伴い、学校施設での夜間開放を廃止するものです。
なお、附則として、本規則の施行日を平成24年４月１日とするものです。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第11　議案第９号　平成23年度教育費補正予算の見積り申出について

平成23年度教育費補正予算の見積り申出について、松岡教育総務課長が次のように説明した。
議案書52ページからです。まず、議案書54ページの歳出から説明します。
教育費、小学校費の学校管理費７億4,121万９千円の追加は、大和田小学校校舎・屋内運動場、二島小学校、北巣本小学校の耐震補強工事となっております。
次に、中学校費の学校管理費4,642万１千円の追加は、第七中学校屋内運動場耐震補強工事となっております。
次に、教育総務費の教育振興基金費１千万円の追加は、守口門真青年会議所からの教育費寄附金を教育振興基金に積み立てるものです。
次に、議案書53ページの歳入についてですが、国庫支出金、国庫補助金の教育費国庫補助金１億9,415万４千円の追加は、学校施設環境改善交付金の地震補強事業交付金となっております。
次に、寄附金の教育費寄附金１千万円の追加は、歳出で説明した守口門真青年会議所から給食の食器購入として財産運用収

入するものです。
　次に、市債・教育債５億9,330万円の追加は緊急防災・減災事業債の学校校舎等耐震補強事業債となっております。
　次に、議案書55ページの繰越明許費ですが、平成23年度予算のうち、当該年度に工事が完了しない事業として、小学校費の大和田小学校外２校耐震補強事工事７億4,121万９千円及び中学校費の第一中学校撤去工事事前調査事業1,620万２千円、第七中学校校舎等耐震補強事業4,642万１千円となっております。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第12　　議案第10号　平成24年度全国学力・学習状況調査の参加について

　平成24年度全国学力・学習状況調査の参加について、苗代教育センター長が次のように説明した。
　議案書56ページです。
　平成24年４月17日に実施される平成24年度全国学力・学習状況調査については、57ページからの実施要領に基づき実施されます。
　１番の「調査の目的」のみ読み上げます。
　義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
　また４番にて、新たに中学校理科の調査が加わっております。
　次に58ページ５「調査の方式」をご覧ください。
　平成24年度の調査の方式は、文部科学省が調査対象として抽出した学校における対象学年の全児童生徒を対象とした抽出調査です。
　文部科学省より、大阪府教育委員会を通して、抽出調査の協力及び希望利用について依頼がありました。対象校として、門真市立第二中学校と門真市立門真小学校の二校が指定されております。
　本調査の目的のため、抽出調査への協力は大切なことと考え

ます。
　また、抽出調査の対象となった学校以外の学校については、学校の設置管理者の希望により、抽出調査と同一の問題の提供のみを受けることができることになっております。
　各学校において、問題用紙等を活用した学力向上に係る取組を進めるため、抽出対象校以外の学校全てに希望利用を実施たいと考えております。採点等は学校で行います。各学校へ効果的な活用を指導してまいります。
　なお、すでに決定いただいた平成24年度大阪府学力・学習状況調査は、予定どおり平成24年６月12日に小学校六年生と中学校三年生の全児童生徒対象に実施されます。こちらの採点や集計は大阪府が委託した業者が行います。

山北委員：　採点は各学校が行なうのですか。前回は業者が行っていたと思いますが。

苗代教育センター長：　今年度は問題のみを提供していただき、各学校の判断で取り組んでおります。昨年度については悉皆調査である大阪府学力状況調査の実施がなかったので、全国学力状況調査を全校で実施し、集計をしようということで予算をいただき、問題の採点、集計を業者に委託しました。平成24年度については大阪府学力状況調査が同じ学年で悉皆で行なわれるので、全国学力状況調査は問題のみをいただいて、実施日を複数にしたり、採点は児童・生徒と一緒にするなど学校の負担にならないように柔軟な形で活動するようにと考えております。

山北委員：　今回の調査では、各学校との違いや、今までよりどれだけ良くなったかということは見られないのですか。

苗代教育センター長：　今年度の大阪府学力状況調査で各学校の状況がつかめており、来年度も同じ形で行なわれるので各学校の状況については経年比較できます。

山北委員：　では全国学力状況調査を行なう理由は何か。

苗代教育センター長：　国も問題用紙及び解答用紙を全児童・生徒分提供するとのことなので、その問題を模擬テストとして活用し、今求められて

いる問題解決能力などを学校現場の中で学習する機会も必要ではないかと考えております。

磯和委員：　大阪府のものがあるので希望利用で自己採点することについてはいいと思います。今まではテストを行った後、業者が採点するだけで終わりにしていたが、それを学校の中で自分で採点するとなったら、みんなでわいわい騒ぎながらすることになるとは思いますが、自己採点の良い所は間違えた箇所をその場で考えられることです。半年後ぐらいに結果が返ってきて採点したところであまりおもしろくない。そういう意味では大阪府のほうが後に実施ということでそれを本番とすれば国のテストが良い練習にもなるし、解けなかったところを反省したり復習する機会にもなります。せっかく自己採点を行うならそれを有効に利用していくように要望しておきます。

長澤委員長：　利用希望した場合、問題については全校分を取り寄せるが、その際利用方法については学校に任せるのですか。例えば問題をもらったが使わない学校が出てきてもかまわないのですか。あと採点した時に集計は報告させるのですか。

苗代教育センター長：　希望利用の観点から申すと学校任せでは不十分なので、どのように活動されたかについては指導を兼ねてしていきたいと考えています。集計については、具体的な点数や各校の出来・不出来について集めるものではありません。しっかり実施しているかどうかの確認です。

長澤委員長：　学校側が採点等をせずに利用したという形をとった場合でもやむを得ないということですか。

苗代教育センター長：　門真の現状を考えると、問いで求められていることを求められた場所に適切に書く練習が大事であると考えており、必ず利用するようにと指導をしていきたいと考えています。

長澤委員長：　趣旨としては大いに賛同しますが、府の学力テストも国の学力テストも両方学校側で採点しなければならないのかという不満が出ないかと危惧しています。その対応はどうするのですか。

川本学校教育部長：　我々としては色々な機会を通じて子どもたちにテスト形式も含めた慣れ、特に小学校においてはテスト形式に慣れていない意味でも学校の柔軟な対応については学校側で考えていただき、場合によっては授業等で使いながらこういったテスト形式で慣れるようなことも必要と思いますし、問題については国が求める学力の基本的な内容であると我々は捉えています。学校における学習する機会としては一つでも多いほうが良いと考えますし、その中で国が抽出以外の箇所も問題用紙については配布可能とのことなので、我々とするとそういった機会を少しでも子どもたちに与えていき、それを各学校に対してもさせていただいているが、そういったものを活用しながら子どもたちにそういう機会を与えて欲しいということで学校に対して求めていきたいと思っております。

〔全委員異議なく、議決〕

日程第13　　請願第１号　公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願

公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願について、松岡教育総務課長が次のように説明した。

請願受理日は平成24年１月12日、請願者は「福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008の５　宗教法人本門立正宗　代表役員　中川晃荘」。請願要旨を朗読。

三宅教育長：　請願の理由は宗教法人の信者の子どもたちが、他宗教の話を授業や学校生活等で聞くことに苦痛を覚えるためだと考えております。しかしながら請願の中の教科書については文部科学省の検定を受けており問題はないと考えております。授業内容については文部科学省が定めた学習指導要領に則り、本市各学校で適切に実施しているものと考えております。従いまして思想及び良心の自由や信教の自由を侵害するような違法性はないものと考えております。

長澤委員長より、本請願を採択すべきとする委員の挙手を求

めるが、挙手する委員なし。

〔審議の結果、不採択について全員異議なく、不採択と決定〕

長澤委員長：　請願に対する回答については、各委員の意見を踏まえ、事務局で原案を作成し、その扱いについては、委員長に一任いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

〔異議なしの声あり　委員長提案のとおり取扱うものと決定〕

日程第14　　諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号　１　門真市立門真みらい小学校及び門真市立門真はすはな中学校の校章について

門真市立門真みらい小学校及び門真市立門真はすはな中学校の校章について、松岡教育総務課長が次のように説明した。

諸報告資料１ページです。

平成24年４月に開校します門真市立門真みらい小学校及び門真市立門真はすはな中学校の校章について、北小学校・古川橋小学校・浜町中央小学校・第一中学校・第六中学校の児童生徒及び平成23年10月１日号の門真市広報で募集をしました。

その結果、門真みらい小学校の校章は、北小学校から７件、浜町中央小学校から23件、一般から５件の合計35件、また、門真はすはな中学校の校章は、北小学校４件、浜町中央小学校19件、第一中学校301件、第六中学校108件、一般から６件の合計438件の応募がありました。

小学校では北小学校・浜町中央小学校、中学校では第一中学校・第六中学校の両校の教師等による統合委員会において検討され、校章が選出されました。

いずれの校章も、応募いただいた中から、２つの作品を合体

及び修正したものです。
　門真みらい小学校の校章は、上部のアルファベット「M」は未来の頭文字、子どもの絵は、北小学校と浜町中央小学校の子どもたちが手を取り合っている姿、円は、力を合わせて大きな輪を作り、下部の翼と軸の小の部分は、北小学校・浜町中央小学校・地域がひとつになり、一人ひとりが未来に向けて飛び立って欲しいという願いがこめられています。
　次に、門真市立門真はすはな中学校の校章は、学校名の「はすはな」にちなんで３つの蓮を用い、「中」の字は門真町立門真中学校で使用していた校章の一部を使用したものです。

番号　２　「平成24年門真市成人祭」の結果について

　「平成24年門真市成人祭」の結果について、谷口地域教育文化課長が諸報告資料に基づき、次のように説明した。
　１月９日、成人の日に開催した平成24年門真市成人祭の結果ですが、当日の参加者は848人、うち男441人・女407人で、本市在住の新成人対象者1,204人のうち、70.4％の方が参加されました。前年比では43人の増となりましたが、参加率は1.0％上昇しました。
　内容としては、新成人５人からなる門真市成人祭プロジェクトと地域教育文化課が昨年９月から打合せを行い、成人祭全体の企画立案および準備を進めました。記念品には「先生からのメッセージ集」を作成し、配布しました。これは市内小・中学校で新成人の卒業時担任、副担任の先生42人から、直筆のメッセージをいただき冊子としたものです。
　当日は、式典の前に「先生からのメッセージ」と題し、映像を上映しました。これにより会場の雰囲気が和やかになったのではないかと思います。開式後は、市長、市議会議長、府議会議員から祝辞をいただき、新成人からの謝辞の後、「旅立ちの日に」の合唱で式典を締めくくりました。
　例年同様、新成人の私語はありましたが、式典を乱す大声は少なかったように感じました。これは司会やピアノ、謝辞など新成人が多く出演し、「同世代がつくっている成人式」という印象を与えられたことによる一定の効果ではないかと思います。今後も「新成人が自ら創りあげる成人式」という方向性を継続

していきたいと考えています。

　また成人祭終了後、会場前の歩道を新成人が占拠し、市民が通行できない状態にしていた件については、職員約20人による歩道確保のほか、カラーコーンの設置によって例年に比べ、随分と改善することができました。

　今年度の成人祭も無事終えることができましたが、これもひとえに、市子連、ボーイスカウト、青少年指導員といった団体による協力や、門真警察署による指導、そしてなんといってもプロジェクトメンバーを務めた新成人のお陰であると考えております。

長澤委員長　　　　閉会宣言　　　　午後２時20分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委 員 長　長澤　信之

署名委員　山北　昭子